

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

※「地域分析・検討結果記入シート(平成31年度の分析・検討結果にかかるもの)」を添付してください

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	重度認定率が全国より高く、重度化防止対策が必要である。 新規申請・区分変更申請については、骨折から入院してからの介護申請が多いため、普段からの介護予防が必要である。	介護予防普及啓発事業	介護予防教室の開催 (H30) (H31) (R2) 延べ開設教室数 58 56 52	介護予防教室等の開設数 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室内容、回数等縮小し開催。 ●まるごと介護予防教室 3回開催 実:12人 延べ:18人参加 ●出前講座 1回 延べ35人 ※教室開催に代わって、フレイル予防のチラシの全戸回覧等行う。	△	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室の内容・開催数等見直し、介護予防教室等を実施。外出自粛生活が続く中、高齢者の介護予防は引き続き必要であり、今後、介護予防のための個別相談会や普及啓発のための個別訪問等、介護予防普及啓発の内容・方法を検討していく必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援に資するケアマネジメントを基本に、地域ケア会議を通して地域課題を共有し、資源開発や政策形成につなげていく必要がある。 令和元年度から介護予防のための地域ケア個別会議を定期開催しており、継続して開催し地域課題を見出していく必要がある。	地域ケア会議の推進	介護予防のための地域ケア個別会議の開催 (H30) (R1) (R2) 開催回数 1回 10回 10回	地域包括支援センター及び地域の介護支援専門員が担当する要支援認定者のケースについて、重度化防止の視点で支援方法の検討を行う。アドバイザー(医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、栄養士)に参加してもらい、専門的な視点からアドバイスをいただく。令和元年度からおおむね月1回定期開催。 R2年度介護予防のための地域ケア個別会議 開催回数 : 5回(10ケース) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時期・人数を限定して開催。	△	R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時期・人数を限定して開催し、目標開催数には至らなかった。5回の開催ではあったが地域の介護支援専門員が担当するケースについて、重度化防止の視点から専門的アドバイスを受け、支援方法を検討、プランへの反映等ができています。 引き続き、次年度も継続し、自立支援に資するケアマネジメント支援、課題の抽出に繋げていきたい。
①自立支援・介護予防・重度化防止	介護認定の申請数も増加が見込まれ、合議体間の判定の平準化により介護認定の適正化を行い必要となるサービスの把握が必要である。	介護給付費等費用適正化事業	要介護認定の適正化 認定審査会での判定結果を分析、合議体間で事例研究を実施し適正化を図る。 認定調査の内容について書面審査により点検し、適正な要介護認定を確保する。	合議体間での軽重度変更率の分析 実施月 3月 事例研究実施 4件 認定審査の平準化を図る。 認定調査内容 書面審査 1,348件	◎	事例研究として合議体間で審議を実施し、認定審査の平準化に努めることができた。 外部委託の認定調査内容を含め、全件の書面審査を実施し、公平な要介護認定を行うことができた。 認定結果についての検証を実施し、必要となる介護サービス事業を検討、第8期事業計画策定の資料とした。
②給付適正化	ケアプラン点検の実施が遅く、給付費の適正化について事業所への指導が遅れている。	介護給付費等費用適正化事業	ケアプラン点検の実施 (H30) (R1) (R2) 実施月 10 9 9 事業所の書面チェック実施 抽出しての訪問チェックの実施	ケアプラン点検実施月 9月・12月 書面チェック 9事業所 訪問チェック 3事業所	◎	ケアプラン点検の書面チェックについては本町にある事業所すべてで実施し、実施月についても昨年度に比べ早期に実施、訪問チェックの実施についても昨年度に比べ早く実施することができた。 各事業所のケアプランで参考となるプランを訪問チェック時に他事業所へ紹介し、適切なケアプランの作成を依頼することができた。
②給付適正化	住宅改修点検については、平成30年度までは点検が実施できていたが、令和元年度は介護担当職員、保健師による点検での実施となった。 福祉用具購入・貸与調査については理学療法士の点検数が少ない。	介護給付費等費用適正化事業	住宅改修点検 事前申請後現地での書類内容・現場確認を実施。 福祉用具購入・貸与調査 地域ケア個別会議時、アドバイザーである理学療法士から、ケアプランの整合性等の確認を依頼した。	住宅改修点検 104件 福祉用具購入・貸与調査 5件	○	住宅改修点検:事前申請受理後、全件について現場確認を実施した。利用者と業者立ち会いを行い、改修内容の確認や、事業者への指導も実施したが、介護担当職員と保健師による点検である。 令和3年度については住環境コーディネーターの資格を保有する職員での住宅改修点検を実施できるよう見直しを行う。  福祉用具購入・貸与調査:福祉用具の購入については、申請時介護保険担当者及び保健師による内容確認については全件実施しているが、理学療法士へ依頼しての点検は費用等もあり、地域ケア個別会議時を利用し、検査の依頼をしている。今後も検討課題として費用の捻出、理学療法士への依頼等検討する。
②給付適正化	介護認定、サービス給付費は増加している。介護認定の適正化、医療情報との突合を実施し、必要となるサービスの把握が必要である。	介護給付費等費用適正化事業	縦覧点検(委託)	縦覧点検 国保連へ全件委託	◎	縦覧点検を国保連へ委託し、適切な給付内容であるか確認を実施した。医療情報との突合により重複請求の排除等を継続し実施する。
②給付適正化	利用者自らがサービス内容、費用内容等を確認することができるよう、介護給付費の情報を通知している。 利用者の増加に伴い経費や事務量が増加している。	介護給付費等費用適正化事業	介護給付費通知の発送 介護給付費の内容について利用者への周知を行う。	介護報酬の請求や費用の給付状況について利用者へ通知 通知数 1,135通	◎	4ヶ月毎に通知を行っていたが、利用者の増加に加え、利用者が通知内容の理解できず請求書と間違えるといった事案があったため、利用者が確認できるよう送付文書の内容を見直した。年1回の通知としたが、利用者からの苦情等はなく経費節減ができた。